

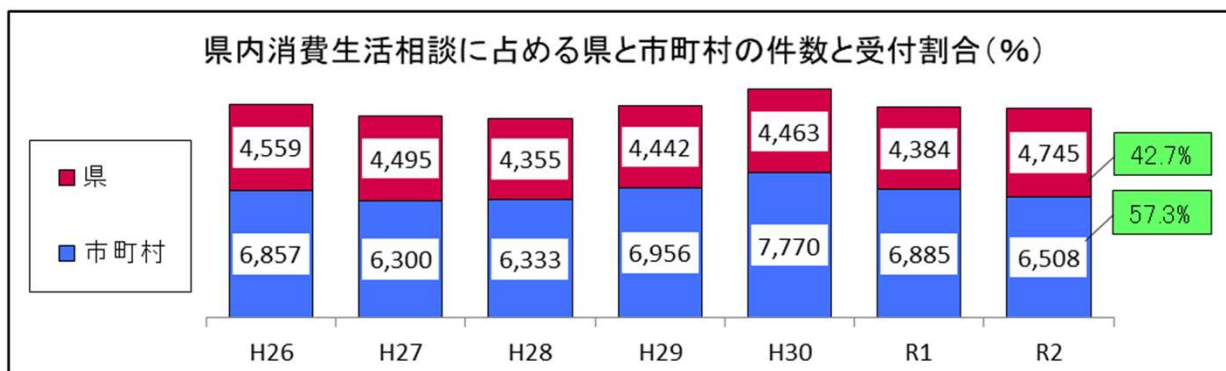
消費者行政の充実に向けた財政支援

【担当省庁】消費者庁

奈良県における取組

1. 市町村の相談窓口の充実に対する支援

- 市町村における継続的な相談体制を確立するため、複数市町村による広域連携を促進するなど、**全ての市町村において有資格者による相談窓口の設置**を推進するとともに、消費生活相談員の人件費補助等により相談日の増加を支援し、**相談窓口の機能強化**を促進



- しかし、地方消費者行政強化交付金額の減に伴い、窓口開設日の減少など、**市町村相談窓口の機能低下が顕在化**

		市町村相談窓口体制				各年度4月1日現在				消費者行政強化交付金(推進事業)		
		H30		R1		R2		R3		国予算額 (補正含む) 単位: 億円	県交付額 (年度当初) 単位: 千円	
		市町村数	1週間当たりの延べ開設日数	市町村数	1週間当たりの延べ開設日数	市町村数	1週間当たりの延べ開設日数	市町村数	1週間当たりの延べ開設日数			
有資格者による窓口		39		38		39		39				
開設日	週5日	9	45	7	35	6	30	6	30	H30	28	40,261
	週4日	1	4	2	8	3	12	3	12	R1	25	39,975
	週2日	10	20	10	20	8	16	7	14	R2	26	35,650
	週1日	19	19	17	17	20	20	21	21	R3	18	34,143
	隔週1日	0	0	2	1	2	1	2	1			
合計			88		81		79		78			

※H30の県交付額には基金取崩し額を含む

2. 県における消費生活相談体制の充実・強化

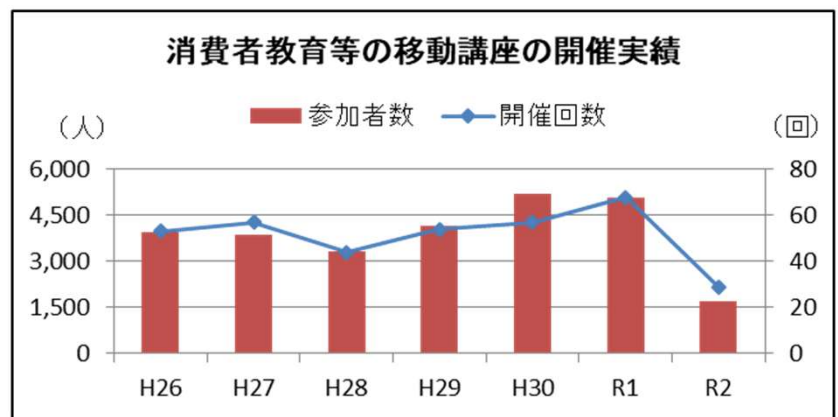
- 県消費生活センターは、中核センターとして市町村による解決困難な事案や複数の市町村をまたぐ広域的な事案を取り扱う**センター・オブ・センターズ**として機能
- 市町村に対する適切な助言等を行うために、県消費生活センターに、総合的市町村窓口支援プロデューサーや高度専門相談員(弁護士)などを配置し、**高度・専門的な相談への対応やあっせんによる解決**を実施

3. 消費者教育の充実・強化

- 民法改正による成年年齢引き下げ等の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成31年3月に**第2次消費者教育推進計画**（2019～2023年度：5年間）を策定
この計画に基づき**若年者・高齢者教育の強化**に重点的に取組を実施
- 県内の高等学校等における消費者庁作成教材「**社会への扉**」を活用した授業の促進（67校中 H30:45校実施、R1:51校実施、R2:44校実施）や、県内の学校や地域団体等に対する移動講座など、**消費者被害の未然・拡大防止のための啓発活動**を実施
- 高齢者に対しては、**警察及び事業者と連携し、特殊詐欺被害防止**に重点を置き啓発を実施



大和中央高等学校における移動講座の実施風景
(令和2年9月)



国にお願いすること

地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記のとおり、**地方消費者行政強化交付金の継続・拡充**を図られたい。

- 「地方消費者行政推進事業」について、特に市町村相談体制の維持等のため、活用期間までの**所要額を確保**するとともに、**長期・継続的に財政支援**を行われたい。
- 「地方消費者行政強化事業」について、**補助率の要件**※1を撤廃するとともに、**使途拡大**※2及び**補助率嵩上げなど制度の拡充**を図られたい。

※1 消費者行政予算における自主財源額の対平成29年度伸び率や交付金依存度に応じて、補助率を1/2から1/3に引下げ

※2 高齢者に対する消費者教育の推進等への活用